

派遣元事業主の皆さまへ

## 事業報告書等の提出期限及び提出部数について

事業報告書等の提出は、年間に**3種類**あります。それぞれの提出期限は下記の通りとなりますので、期限内に提出をお願いします。

※労働者派遣の実績が無い場合でもすべての報告書を提出する必要があります。

※もし、これらを提出しない場合は、管轄労働局からの「指導」を受けることがあります。

さらに、この指導に従わない場合は「改善命令」や「事業廃止命令」を受けることとなります。

報告書の種類【提出部数：正本1部 写し2部】		提出期限
1	<b>労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告)【様式第11号】</b> ※事業所ごと	毎年6月2日から 6月30日までの間 ※報告対象期間は次項を参照してください
2	<b>労働者派遣事業収支決算書【様式第12号】</b> 又は <b>貸借対照表・損益計算書</b> （表紙として様式第12号に会社名、住所、許可番号等を記載の上添付してください） ※事業主ごと	毎事業年度経過後 <b>3か月以内</b>
3	<b>関係派遣先派遣割合報告書【様式第12号の2】</b> ※事業主ごと	毎事業年度経過後 <b>3か月以内</b>

郵送での提出先：400-8577 甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局 需給調整事業室 宛  
(※控えを返送致しますので、返信用封筒(切手貼付)を同封してください)

各報告書の様式及び記入のポイントは山梨労働局ホームページよりダウンロードできます。  
書き方については、記入のポイントをご覧ください。

ご不明な点は、山梨労働局需給調整事業室(電話055-225-2862)へお問い合わせください。

# 様式第11号の報告対象期間について

労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告)【様式第11号】の報告対象期間は以下の通りとなりますのでご確認ください。

決算月	報告対象		提出期限
	I 年度報告（第2面～5面） 第1面の8の記載（事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日）	II 6月1日現在の状況報告（第6面～7面）	
6月	H27.7.1～H28.6.30	H29.6.1 時点の状況	H29.6.30
7月	H27.8.1～H28.7.31		
8月	H27.9.1～H28.8.31		
9月	H27.10.1～H28.9.30		
10月	H27.11.1～H28.10.31		
11月	H27.12.1～H28.11.30		
12月	H28.1.1～H28.12.31		
1月	H28.2.1～H29.1.31		
2月	H28.3.1～H29.2.28		
3月	H28.4.1～H29.3.31		
4月	H28.5.1～H29.4.30		
5月	H28.6.1～H29.5.31		
6月	H28.7.1～H29.6.30	H30.6.1 時点の状況	H30.6.30
7月	H28.8.1～H29.7.31		
8月	H28.9.1～H29.8.31		

\* 特定労働者派遣事業から許可制へ切り替えた事業所については、特定労働者派遣事業として（廃止まで）の報告と（許可制に切り替わった新しい）労働者派遣事業としての報告が、それぞれ必要になります。